

秋田県告示第420号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和7管理年度（令和7年9月1日から令和8年8月31日までの期間をいう。）における同項に掲げる数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年8月26日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）

- (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
6,254トンの内数
- (2) 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県べにずわいがに日本海系群漁業	6,254トンの内数